

工事請負契約(専決処分)

下水道工事

◇兼久第1処理分区枝線工事(その5)

設計変更等に伴う、172万円の追加で変更後は4,981万円に
契約の相手:太田建設(株)(沖縄市)

◇小橋川処理分区枝線工事(その2)

設計変更等に伴う、285万円の追加で変更後は5,913万円に
契約の相手:美善(株)(西原町)

◇小橋川処理分区枝線工事(その1)

設計変更等に伴う、160万円の追加で変更後は7,510万円に
契約の相手:(株)丸政土建(西原町)

公園整備

◇東崎都市緑地整備工事

設計変更等に伴う、262万2,900円の追加で変更後は8,872万2,900円に
契約の相手:金秀建設(那覇市)

少年の飲酒防止活動推進に関する宣言決議

全会一致で
決議

沖縄県の少年の不良行為による補導人員は、平成14年から3万人を超え、昨年も約3万7千人と大変、憂慮され、少年人口が減少するなか、少年の非行は悪化する様相を呈している。

特に飲酒による補導人員は、昨年1年間で3千人を超え、去年上半期における県内の飲酒補導件数は、人口千人あたり7.0人と全国平均0.7人の約10倍という高い水準にある。

一方、当町においては、少年による不良行為の補導人員は昨年を下回っているものの、特に飲酒による不良行為で90人が補導され、前年対比6人増加するなど、極めて憂慮すべき状況にある。

少年の飲酒は、脳神経や内臓器へ悪影響を及ぼすとともに急性アルコール中毒の危険性をはじめ、事件事故の当事者となるおそれは高くなるなど、成長期の心身への影響は計り知れないものがある。

少年の飲酒行為に対しては、地域、家庭、学校はもちろんのこと酒類を販売・提供する業界による実効性のある各種取組が求められるところでもあり、特に地域の子供は地域で育てるとの認識の下、地域の大人が少年の不良行為を見逃さず、積極的に注意・指導することで少年を保護・善導することが最も重要である。

そこで、すべての県民が、少年の飲酒行為に対し危機感を持ち、沖縄県の将来を担う少年の健康で健やかな成長を促すため、少年の飲酒を防止する地域社会づくりに取り組むこととした。

よって、本議会は、少年の飲酒防止対策を町民総ぐるみで推進するため、下記の取組を実践することを宣言する。

記

- 1 家庭においては、少年の飲酒行為の多くが深夜に発生していることを踏まえ、不要の外出を抑制するとともに少年の夜間の在宅確認をするなど、保護者としての義務を実行する。
- 2 酒類販売や酒類提供等の関係業界においては、少年に酒類を販売・提供しないよう年齢確認を徹底し、少年の健全育成に努める。
- 3 学校においては、少年の飲酒行為を防止するため、未成年者の飲酒が心身に及ぼす影響、社会のルールを守ることの大切さを指導する。
- 4 地域においては、少年の飲酒行為に対して、大人としての威厳をもって積極的に「声かけ」をし、注意・指導し、青少年の保護・善導に努める。

上記のとおり宣言(決議)する。

平成20年3月7日

沖縄県西原町議会